

令和元年 1 1 月 2 5 日

第 17 回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 17 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和元年 11 月 25 日(月) 午後 3 時 30 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可取消について

報告第 3 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農地利用変更届について

議案第 7 号 農用地あっせん申出について

議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

14 番 松 木 茂 久

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後3時30分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第17回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「17番委員」と「19番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に報告第2号農地法第5条の規定による許可取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農地法第5条の規定による許可取消についての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に報告第3号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第3号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。

議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、10件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま
議長	す。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち所有権移転分の1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、6番委員の退席を求めます。 (6番委員の退席確認) ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (6番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち、所有権移転分の2番から10番についてを議題といたします。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分の2番から10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分の2番から10番について

	は、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。
	議案書の8ページから14ページになります。
	今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案24件です。
	内訳は、新規の利用権設定が24件、合計面積は50筆、41,574㎡となっています。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま
議長	す。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し31番委員の退席を求めます。
	(31番委員の退席確認)
8番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
	2番が使用貸借権になっていますが、何か親戚関係でもあるのでしょうか。
事務局	2番につきましては、 が買入れ予定ですが、名義変更に時間を要するため、利用権設定をしておくとのことです。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(31番委員の復席確認)

	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番につきましては新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
14番委員	番号3番につきまして、11月4日に、私と34番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。 エンドウ30a、オクラ20a、インゲン5a、を栽培し、目標年間販売高は約350万円を目指しております。 申請人は、畜産業の会社に勤めていましたが、実家が農家であり、農業に魅力を感じていたことから、就農することにしたそうです。 現在、妻と二人で従事しており、農機具等については、足りないものを父親から借用するとのことでした。 また、勤めていた会社で農機具等は使用していましたので、操作の問題ありません。 今後は、経営面積を増やしながらソラマメの栽培にも取り組みたいと言われていました。また、新たに500㎡位のハウスを借用する検討もしているとのことでした。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の3番についてご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から24番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
	「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、利用権設定分の4番から24番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から24番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	11月11日の転用調査時に、私と、22番、35番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。
	申請に基づき、1番から4番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。
	1番から4番、すべて売買による申請でございます。
	申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。
	以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。
	最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから13ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第2号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更

小委員長

申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号 1 番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、牛舎です。

資料の 1 2 ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXX から東へ 1, 0 0 0 m 行った農用地区域内農地で、東は山林及び雑種地、西は宅地及び公衆用道路、南は畑及び公衆用道路、北は雑種地及び公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおりますが、今回経営の規模拡大を図るため、自己所有の牛舎に近い申請地を取得し、牛舎を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第 3 号について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第 2 5 条の規定に基づき、6 番委員の退席を求めます

(6 番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

1 6 番委員
事務局

資料 1 3 ページに申請地の表示がありません。

これまでも、農振除外や 4 条、5 条申請については付近見取図のみとしております。よって、資料 1 3 ページの地籍図には 3 条申請の申請地のみ表示しております。

1 6 番委員
8 番委員
事務局

分かりました。

申請者欄の文字だけ小さく見づらいです。

ご指摘のことについては、システムの仕様の関係で、本来 1 名しか表示されないところを 2 名表示するようにしましたが、枠は広げられないためフォントを小さくするしかありませんでした。

8 番委員

議長

委員

議長

委員

議長

小委員長

今後は、見やすくなるよう検討させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 3 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（6 番委員の復席確認）

次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号 1 番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の 1 4 ページをお開きください。

申請地は、 から東へ 1 0 0 m 行った農地で、東と西は市道、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請地には、数十年前から住宅が建っていましたが、今回申請人が申請地を相続するにあたり、地目が畑のままであることが判明したことから申請されたもので、始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号 2 番ですが、転用目的は、農業用倉庫です。

資料の 1 5 ページをお開きください。

申請地は、 から東へ 2 3 0 m 行った農地で、東と北は畑、西と南は宅地に接しています。

	農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第２種農地の市街地近接農地に該当します。申請人は、農業を営んでおり、自宅に隣接する自己所有の申請地に、農業用倉庫を建築する計画です。 土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第４号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	１番について、ここは何十年も前から宅地であると思いますが、民法上の時効にも該当するかと思います。また課税も宅地で課税されていると思いますが、始末書が必要でしょうか。
事務局	これにつきましては、申請者によりますと昭和４０年代に家屋を建築したとのことでしたが、その際に転用許可を受けたのかどうかは確認できませんでした。 今回、申請地を相続することになり、登記地目が畑であったため、依頼している弁護士から農地法の手続きをするよう指摘があったとのことです。始末書については通常の取り扱いに準じて添付を求めました。 転用申請がされ、追認の場合はこのような方法によることとなります。おっしゃるとおり時効のこともあるかもしれませんが、今回の案件は弁護士の指導によるもので、後々のことも考えたうえでの申請となっているようですので、ご了承いただきたいと思います。
８番委員	分かりました。
２３番委員	合併前の指宿市では非農地証明というものがあったと思います。合併の際非農地証明はなくなったと思いますが、他の農業委員会の中には業務内容に非農地証明を発行することというものがありました。 今回のような案件が市内には多くあると思いますが、再度、非農地証明の取り扱いについて検討する機会を持っていただけないでしょうか。 あるいは、それに代わる方法があれば、それも考えていただきたいと思います。
事務局	今のご意見については、合併後委員会で協議のうえ平成１９年３月３１日付で非農地証明はしないことに決まっております。

23番委員
議長
委員
議長

委員
議長

小委員長

現在、非農地判断はしているわけですが、本市では非農地証明はしておりません。その必要性について委員の皆さんが必要であるということになれば、現在の取り扱いを変更できないというものではありませんが、事務局では、委員会で決められた現在の取り扱いを行っております。事務局の判断でその取り扱いについてどうこうするということはいえませんが、委員の皆さんから協議が必要ということになればそのように対応したいと思います。

非農地証明の取り扱いについては、各市町村で取り扱いが異なりますので、事務局でも他市町村の取り扱いについて調べてみたいと思います。

(了解あり)

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、 から西へ150m行った農地で、東は畑、西は市道、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、今回自宅に隣接する申請地を取得し、周辺住民への駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建

設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま16ページになります。

申請地は、[REDACTED]から南へ240m行った農地で、東と西は宅地、南は市道、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については80cmほど削土し、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま16ページになります。

申請地は、[REDACTED]から南東へ170m行った農地で、東と北は市道、西は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ340m行った農地で、東は里道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の

居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については30cmほど盛土をし、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、農業用倉庫兼集荷場です。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ280m行った農用地区域内農地で、東は農業用施設、それ以外は畑に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、令和元年10月4日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、市内で主に農産物の集出荷を行う法人で、事業の規模拡大を図るため、今回会社の代表が所有する申請地の一部を賃借し、農業用倉庫兼集荷場を建築する計画です。

なお、申請地には、同じ申請者により平成28年1月18日付で農業用施設用地として用途区分変更がなされ、同年2月26日付で5条許可を受けた農業用倉庫が建築されております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農地利利用変更届を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地

小委員長	調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	資料の19ページをお開きください。
	申請地は、 から南西へ380m行った農用地区域内農地で、東は市道、西は雑種地、南は畑、北は公衆用道路に接しています。
	申請地は、隣接する市道より高いことから、今回2mほど削土を行い、高低差を解消しようとするものです。
	なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。
	以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第6号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	南側に畑がありますが、ここの高低差はどうなりますか。
小委員長	南側は現状で1mほど高い畑になります。2m削土をすると3m位の高低差になりますが、のり面を45度位の傾斜にするとのことです。問題はないと思われます。
8番委員	3mの高低差になると崩れやすくなることも考えられますが、問題は感じられなかったですか。
小委員長	特に感じられませんでした。
12番委員	隣の畑の所有者はどう思っているのでしょうか。
事務局	まず、高低差について補足をします。1割の土羽仕上げで、途中小段を設けるとのことでした。
	隣接者については、届出書の中で同意をもらい、印鑑も押印しております。
19番委員	西側の山林との傾斜は大丈夫ですか。
事務局	西側の山林との高低差は緩やかな傾斜になると思われます。
23番委員	削土した土はどこに行くのですか。
事務局	施工業者の土砂置場に移動するとのことでした。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

んか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第7号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。

議案書の21ページをご覧ください。

今月は売渡申出8件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の22ページから41ページに添付してありますので、ご参照ください。

続きまして、議案第7号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明いたします。

議案書の24ページをご覧ください。

今月は、買受申出1件、借受申出2件、合計3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡から申し上げますので、議案書の21ページをご覧ください。

番号 1は33番委員と13番委員。

番号 2は37番委員と17番委員。

番号 3は番号2と同じ委員。

番号 4は18番委員と 8番委員と27番委員。

番号 5は16番委員と36番委員。

番号 6は 2番委員と21番委員。

番号 7は[]の2筆を19番委員と38番委員、その他については7番委員と26番委員。

	番号 8は3 1 番委員と1 1 番委員。 引き続き買受，借受について申し上げます。 番号 1は2 2 番委員と 5 番委員。 番号 2は 4 番委員と2 3 番委員。 番号 3は開聞地区の全委員。 以上，事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしく願いいたします。 ただいま，事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。
議長	
2 番委員	6 番が■■■■出身の方ですので，■■■■の方も担当になったらどうでしょうか。
1 2 番委員	これについては，3 年から4 年前にあっせん申出がされていましたが，成立しなかったため，再度申出されたものだと思います。
議長	1 2 番委員も担当になっていただけますか。
1 2 番委員	分かりました。
1 3 番委員	売渡の2 番ですが，地域的に私たちが近いと思いますが，3 7 番委員と1 7 番委員に決めた理由は何でしょうか。
事務局	申出人が3 7 番委員を通じて申出したため，このようにしております。
3 7 番委員	書類の書き方など教えてほしいとの相談があり，その中で農地を売りたいとの話があったので，あっせん申出を勧めました。
議長	ほかにありませんか。 (各委員了解あり) それでは，議案第7 号は，6 番のあっせん委員に1 2 番委員を加えたうえ承認することとし，あっせん委員は，事務局案のとおり決定いたします。 次に議案第8 号荒廃農地に係る非農地判断についてを，議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第8 号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は2 5 ページから2 7 ページになります。 (番号1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。 今回の非農地判断につきましては，農地法第3 0 条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により，農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地に
事務局	

	ついて、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、50筆17,843㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第8号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。
16番委員	今アンケート調査を行っていますが、アンケート用紙の書き方についてですが、例えば現在すべての農地を貸している方がいて、アンケートには貸したいという項目しかなく、貸しているという項目がありません。こういったものを皆さんはどのように書いているのでしょうか。 推進会議の中で話をしたいので、見本を出してもらえればと思います。提案です。
13番委員	全部貸している方の経営面積はどのように書けばいいのでしょうか。
事務局	いろいろ疑義があるようですが、推進会議の中で検討できればと思います。他にも疑義がある方は出していただいて推進会議の中で検討したいと思います。次回に向けて時間をいただきたいと思います。
議長	ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。28ページをご覧ください

議長
委員
議長

事務局

さい。

その他（議案書 28 ページ，29 ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 11月の行事報告
3. 12月の行事予定等
4. その他

○農政課から協議

農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見回答内容の確認について

（1）いぶすき産業まつり農地相談コーナーについて

ほかにございますか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので，本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして，第17回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

（閉会 午後5時15分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員17番委員

議事録署名委員19番委員